

## 浜松市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領

### 第1章 総則

#### (要旨)

第1条 国又は地方公共団体の機関(以下「国等」という。)及び個人又は法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)(以下「法人等」という。)の住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「閲覧」という。)について基本的な取扱事項を定めることにより、個人情報保護等を図るとともに適切かつ円滑な閲覧の事務処理を図ることを目的に浜松市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)を定めるものとする。

- 2 この要領において住民基本台帳の一部の写しとは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき作成した住所、氏名(外国人住民にあっては住民票に通称の記載がある場合、氏名及び通称)、生年月日、性別が記載されたもの(以下「閲覧簿」という。)をいう。

### 第2章 国等による閲覧

#### (閲覧の請求)

第2条 国等は、法令で定める事務の遂行のため市長に閲覧を請求する場合には、住民基本台帳法、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令、総務省告示及び住民基本台帳事務処理要領(以下「閲覧関係法令等」という。)に基づき、市長が別に定める様式別紙1及び別紙2により、次に掲げる事項を明らかにして、公文書として請求するものとし、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 請求する国等の機関の名称については、総務省等と具体的に記載する。
  - (2) 請求事由は、具体的に記載するものとするが、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨、その根拠となる法令の名称及び請求事由を明らかにすることが、その事務の性質上困難である理由を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。
  - (3) 閲覧者の職名及び氏名については、課長補佐等の職名を記載するものとする。
  - (4) 請求に係る住民の範囲については町の区域等により可能な限り限定させるものとする。
  - (5) 法令で定める事務の責任者の職名及び氏名については、閲覧することが必要となる事務を所掌する国等の組織の長として課長等の職名を記載するものとする。
- 2 浜松市各区役所に閲覧請求する場合は、当該区役所に本要領に基づき閲覧請求するものとする。
  - 3 閲覧の請求内容等に疑義がある場合など、特に必要がある場合に市長は、適当と認める書類等を提出させるものとする。

4 閲覧者は国等の職員で国等が指定する者とし、閲覧関係法令等に基づき閲覧者が本人であること確認をするため、その身分を示す証明書を提示するものとする。

( 閲覧 )

第3条 閲覧は、市長の指示に従うものとし、各区役所において次により行うものとする

- (1) 閲覧は閲覧簿により所定の場所で行うものとする。
- (2) 閲覧日時は土曜日、日曜日、月曜日、国民の休日及びその翌日、月初め、年未年始を除く午前9時から午前11時30分と午後1時から午後4時30分とし、業務繁忙期である3月から5月にかけては業務に支障がある場合には、閲覧を制限することがある。
- (3) 閲覧回数及び閲覧者数は1機関1名で月2回までとする。
- (4) 閲覧の請求については、市長が別に通知するものとする。

( 公表 )

第4条 市長は、すくなくとも年1回国等の閲覧の請求に係る状況について、閲覧関係法令等で定められた次に掲げる事項を明らかにして公表するものとしその時期は、当該年度末までのものについて翌年度7月までに実施し、市長が必要があると認めるものによるものとする。

- (1) 当該請求をした国等の機関の名称
- (2) 請求事由の概要
- (3) 閲覧の年月日
- (4) 閲覧に係る住民の範囲

( 手数料 )

第5条 閲覧手数料は、浜松市手数料条例に定めるところによるものとする。

### 第3章 法人等による閲覧

( 閲覧の申出 )

第6条 法人等が、次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨申出があり市長が相当と認めるものについて閲覧をさせることができるものとする。

この場合において閲覧申出に係る市長が申出を相当と認めるときとは、次の場合をいう。

- (1) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で総務省告示にいう公益性が高いと認められるものの実施に係るもので、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されるものであること。
- (2) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はその所属する者が、学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されるものであること。

- (3) その他の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国等における施策の企画立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。
- (4) 公共的団体の行う地域福祉の向上に寄与する総務省告示にいう公益性の高いと認められるものの実施に係るもの。
- (5) 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市長が必要と認めるものの実施に係るもの。

(様式)

第7条 法人等が閲覧の申出をする場合には、関係法令等に基づき、市長が別に定める様式別紙3により、次に掲げる事項を明らかにして、申出するものとする。

- (1) 申出者の氏名及び住所（申出者が法人等の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は記名押印によるものとする。
- (2) 閲覧を申出る理由を具体的に明らかにさせることとし、必要がある場合には、市長が適当と認める書類等を併せて提出させることにより、その内容について確認するものとする。なお市長が適当と認める書類等とは以下のものをいう。
  - ア 法人登記簿及び事業所概要。
  - イ 大学の委員会又は学部長相当職の証明書。
  - ウ プライバシーマークが付与されていることを示す書類
  - エ 閲覧事項等を申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書。
  - オ その他市長が必要と認めるもの。
- (3) 閲覧者の氏名及び住所の記載をするものとする。
- (4) 閲覧事項の管理の方法として、当該事項の保管の方法や廃棄の方法・時期等を明らかにするものとする。
- (5) 申出者が法人等の場合にあつては、当該法人等の役職者又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにするため、その所属及び氏名を記載するものとする。
- (6) 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出にあつては、調査研究の成果の扱いについて、公表等の方法を明らかにしなければならない。又その活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人等の場合にあつては当該責任者の役職名及び氏名）を明らかにするものとし、調査研究に従事するものの所属する部署及び人数等を記載するものとする。
- (7) 申出に係る住民の範囲については、町の区域等により可能な限り限定させるものとする。
- (8) 法人等が委託を受けて閲覧の申出を行う場合にあつては委託者の氏名及び住所（委

託者が法人等の場合あってはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載するものとする。

(9) 閲覧の申出者が個人である場合で、申出者及び閲覧者以外に特別に閲覧事項の取扱をさせる必要がある場合には、申出者に個人閲覧事項取扱者の指定をさせることができる。個人閲覧事項取扱者の指定の申出があった場合には、指定を受けようとする者の氏名及び住所の申出をさせ、市長は、申出者及び閲覧者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要である旨の申出に相当の理由があると認める場合には、これを承認するものとする。

2 申出者は、申出書を市長が別に定める日までに提出するものとする。なお市内各区役所に閲覧申出する場合は、それぞれ当該区役所に申出するものとする。

3 閲覧者は閲覧する場合、本人確認のため以下に掲げるいずれかの書類を市長に提示するものとする。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カード等官公署が発行する顔写真貼付の証明書。

(2) その他本人確認のため、郵便等市長が適当と認める方法により、文書照会した回答書(別紙4)及び市長が適当と認める書類。

(閲覧)

第8条 閲覧は、市長の指示に従うものとし、各区役所において次により行うものとする

(1) 閲覧は閲覧簿により所定の場所で行うものとする。

(2) 閲覧日時は土曜日、日曜日、月曜日、国民の休日及びその翌日、月初め、年末年始を除く午前9時から午前11時30分と午後1時から午後4時30分とし、業務繁忙期である3月から5月にかけては業務に支障がある場合には、閲覧を制限することができる。

(3) 閲覧回数及び閲覧者数は1法人等(個人の場合は1個人)1名で月2回までとする。

(4) 閲覧の申出については、市長が別に通知するものとする。

(閲覧事項適正管理業務)

第9条 閲覧申出者は、法第11条の2第6項に基づき閲覧事項漏えいの防止その他閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者(以下「閲覧取扱者」という。)は法第11条の2第7項に基づき本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る閲覧取扱者以外の者に提供してはならないものとする。

(勧告)

第10条 市長は、法第11条の2第8項に基づき偽りその他不正の手段による閲覧(申出者が閲覧者に偽りその他不正の手段により閲覧をさせた場合を含む。)目的外利用、第三者提供の禁止に対する違反等により、個人の権利利益を保護するため必要がある

と認めるときは、当該違反行為をした者に対し閲覧事項が利用目的以外の目的で利用又は提供されないよう、必要な措置を講ずるよう文書による勧告をすることができるものとする。

(命令)

第11条 市長は、法第11条の2第9項に基づき勧告を受けた申出者又は違反行為をした者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害される恐れがあると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずることを文書で命令することができるものとする。

(報告)

第12条 市長は、法第11条の2第11項に基づき閲覧事項の適切な管理がなされていないおそれがあるとき、目的外利用、第三者提供がなされているおそれがあるとき等、必要と思われる報告を文書で求めることができるものとする。

(公表)

第13条 市長は、すくなくとも年1回法人等の閲覧の請求に係る状況について、閲覧法令等で定められた次に掲げる事項を明らかにして公表するものとしその時期は、当該年度末までのものについては、翌年度7月までに実施し市長が必要があると認めるものによるものとする。

- (1) 申出者の氏名(申出者が法人等の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名)
- (2) 利用目的の概要
- (3) 閲覧の年月日
- (4) 閲覧に係る住民の範囲

(手数料)

第14条 閲覧手数料は、浜松市手数料条例の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 3 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。